

新しい資本主義実現本部の設置について

令和3年10月15日
閣議決定

1. 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に、新しい資本主義実現本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

| | |
|------|--------------------|
| 本部長 | 内閣総理大臣 |
| 副本部長 | 新しい資本主義担当大臣、内閣官房長官 |
| 本部員 | 他の全ての国務大臣 |
3. 本部の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。